

(別紙)

「遺伝子組換え農作物の第一種使用等に関する審査結果についての意見・情報の募集」に対して寄せられた御意見の概要及びそれに対する考え方

御意見の概要	御意見に対する考え方
<p>・ 遺伝子組み換えトウモロコシの日本国内栽培の承認について反対します。</p> <p>・ 遺伝子組み換えを農作物に使うこと自体に反対します。</p> <p>・ 遺伝子組換えが長期的にどういった影響をもたらすか不明な状況でとても認めるワケには生きません。中止して下さい。</p> <p>・ 絶対に反対です。</p> <p>(同様の趣旨の御意見 5 件)</p>	<p>我が国で遺伝子組換え農作物を使用等するに当たっては、あらかじめ、食品及び飼料としての安全性及び生物多様性への影響について、科学的知見を基に、申請ごとに以下の法令に基づく審査を行った上で、使用等の可否を判断しています。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 食品としての安全性については、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）及び食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）・ 飼料としての安全性については、食品安全基本法及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）・ 生物多様性の確保については、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成 15 年法律第 97 号。以下「カルタヘナ法」という。） <p>遺伝子組換え農作物により生物多様性に影響が生ずるか否かは、カルタヘナ法に基づき、</p> <ol style="list-style-type: none">1) 雑草化して他の野生植物に影響を与えないか（競合における優位性）2) 有害な物質を生産して野生動植物を減少させないか（有害物質の産生性）3) 在来の野生植物と交雑して導入された遺伝子が広がらないか（交雑性） <p>等の観点から、最新の科学的知見に基づき、長期的な影響の可能性も含めて審査を行い、生物多様性への影響がないと確認したもののみについて、申請のあった遺伝子組換え生物等の種類ごとにその環境中への拡散防止措置を執らないで行う使用等（以下「第一種使用等」という。）に関して定める規程（以下「第一種使用規程」という。）を承認しています。</p> <p>さらに、承認後において、承認時点では予想できなかった環境の変化や承認以降における科学的知見の充実により、生物多様性に影響が生じるおそれがあると認められた場合や、万が一、生物多様性に影響が生じた場合には、以下の対応等を執ることとしています。</p> <ol style="list-style-type: none">① 申請者が、あらかじめ承認申請時に作成していた緊急措置計画書に従い、生物多様性への影響を効果的に防止するための措置を執ること。② 必要に応じ、主務大臣が、遺伝子組換え生物等について第一種使用等をしている者等に対し、当該第一種使用等を中止することその他の必要な措置を執るべきことを命ずること。

<p>・ トウモロコシの花粉は非常に軽く飛散しやすいので近隣の非遺伝子組み換えトウモロコシなどとの交雑は十分考えられます。また現時点で日本国内では基本的に遺伝子組み換え作物は栽培されていないはずですが、もしこれが承認されれば国内栽培の第一号となり、近隣作物との交雑やグリホサート使用での土壌への影響などで最悪の場合今まで問題なく育てられていた作物がとれなくなるなど、農業にかなり大きな影響や変化が起きると思います。遺伝子組み換え作物が単に国内で流通することと、国内での栽培を許可することの間には大きな差があります。遺伝子組み換え作物の日本での栽培は一律禁止にしておくべきだと思います。</p> <p>(同様の趣旨の御意見 2 件)</p>	<p>我が国で遺伝子組換え農作物を使用等するに当たっては、あらかじめ、生物多様性への影響について、科学的知見を基に、申請ごとにカルタヘナ法に基づく審査を行った上で、使用等の可否を判断しています。</p> <p>遺伝子組換え農作物により生物多様性に影響が生ずるか否かは、カルタヘナ法に基づき、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 雑草化して他の野生植物に影響を与えないか (競合における優位性) 2) 有害な物質を生産して野生動植物を減少させないか (有害物質の産生性) 3) 在来の野生植物と交雑して導入された遺伝子が広がらないか (交雑性) <p>等の観点から、審査を行い、生物多様性への影響がないと確認したもののみについて、申請のあった第一種使用規程を承認しています。</p> <p>今回、意見・情報の募集を行った遺伝子組換えトウモロコシについては、第一種使用等の内容に栽培を含んでいますが、上記の観点から審査を行った結果、生物多様性影響が生ずるおそれはないと判断しました。</p> <p>なお、当該遺伝子組換えトウモロコシについては、我が国に交雑可能な在来の近縁野生種は存在しません。また、農作物は、人が野生植物から改良を重ねて作り出した植物であり、人が作り出す環境に適応した植物であるため、野生植物とは根本的に異なります。御指摘の、農作物として栽培されているトウモロコシとの交雑については、生産・流通段階における農作物の品質管理上の問題であって、カルタヘナ法の対象としている生物多様性への影響とは異なるものです。したがって、遺伝子組換え農作物が他の農作物と交雑した場合の他の農作物に対する影響については、評価の対象とはしていません。</p>
<p>・ 遺伝子組み換えやゲノム編集などの遺伝子操作技術は、作物や家畜などの遺伝子に想定外の変化を引き起こし、有害物質ができたり、アレルギーなどを起こしたりする可能性があります。しかも安全性審査は杜撰だったりなかったりして安全性が十分確認されていません。</p> <p>・ 思考実験だけで許可が行われる遺伝子組換えに関しては凡て認められません</p>	<p>我が国で遺伝子組換え農作物を使用等するに当たっては、あらかじめ、生物多様性への影響について、科学的知見を基に、申請ごとにカルタヘナ法に基づく審査を行った上で、使用等の可否を判断しています。</p> <p>遺伝子組換え農作物により生物多様性に影響が生ずるか否かは、カルタヘナ法に基づき、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 雑草化して他の野生植物に影響を与えないか (競合における優位性) 2) 有害な物質を生産して野生動植物を減少させないか (有害物質の産生性) 3) 在来の野生植物と交雑して導入された遺伝子が広がらないか (交雑性) <p>等の観点から、審査を行い、生物多様性への影響がないと確認したもののみについて、申請のあった第一種使用規程を承認しています。</p> <p>審査においては、申請者に対して個々の評価項目の各種試験、分析等を課しており、提出された試験等のデータとともに、これまでに得られている科学的知見を踏まえて総合的に生物多様性への影響の有無を判断</p>

	<p>しています。文献の情報を引用する場合も、客観性を担保するため、複数の研究者の査読を受けた公表論文を主として引用しています。</p> <p>御懸念の有害物質等についても、導入遺伝子の発現により産生される蛋白質の分析結果に基づき既知のアレルギー性蛋白質との類似性がないこと、自らに課された土壌微生物相試験、後作試験、鋤込み試験等の結果を踏まえて土壌経由での周辺環境への影響がないこと等を申請者が評価し、農林水産省及び環境省が当該評価の妥当性を確認しています。</p> <p>加えて、第三者である様々な分野の学識経験者で構成される生物多様性影響評価検討会において、申請者が提出した生物多様性影響評価書の内容が適切でない、試験等の方法が適当でない、提出されたデータが不足している等の問題が指摘された場合には、試験等のやり直し、追加実施、データの追加提出等を申請者に求め、必要なデータを全て取り揃えた上で検討を行っています。当該検討会で学識経験者から聴取した専門的な知見や経験に基づく意見を踏まえ、第一種使用規程の承認の可否を判断しており、思考実験のみによって承認の判断をしたものではありません。</p> <p>具体的な評価内容やその確認結果については、各々の審査報告書において、使用した審査データ、引用文献、個々の統計処理等とともにまとめています。詳しくは、審査報告書を御覧ください。</p>
<p>・有害物質の産生性等について、「本組換えトウモロコシは、有害物質の産生性に起因する生物多様性影響を生ずるおそれはないとの申請者による結論は妥当であると判断した」とありますが、生物多様性に影響を与える可能性も否定できないと思います。生物多様性影響が生じるおそれがある場合における防止措置の前に、影響が生じるおそれがあるかどうかモニタリング等により確認することになっているのでしょうか。教えてください。</p>	<p>我が国で遺伝子組換え農作物を使用等するに当たっては、あらかじめ、科学的知見を基に、申請ごとにカルタヘナ法に基づく審査を行った上で、有害物質の産生性を含め生物多様性への影響がないと確認したもののみ、申請のあった第一種使用規程を承認しています。</p> <p>また、第一種使用規程の承認取得者は、生物多様性への影響が生じる可能性が示唆された場合に、あらかじめ承認申請時に作成していた緊急措置計画書に従い、このことを農林水産省及び環境省に直ちに報告することとしています。</p> <p>承認後に、生物多様性に影響が生じるおそれがあると認められた場合や、万が一、生物多様性に影響が生じた場合には、以下の対応等を執ることとしています。</p> <p>① 申請者が、あらかじめ承認申請時に作成していた緊急措置計画書に従い、生物多様性への影響を効果的に防止するための措置を執ること。</p> <p>② 必要に応じ、主務大臣が、遺伝子組換え生物等について環第一種使用等をしている者等に対し、当該第一種使用等を中止することその他の必要な措置を執るべきことを命ずること。</p>

※ 今回の意見公募手続に付した遺伝子組換え農作物の第一種使用等に関する審査結果に関する御意見を整理した上で掲載しています。

※ 上記の意見内訳は延べ件数です。